

# 林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について

平成21年10月  
林 野 庁

## 1 基本方針の概要

「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、林業労働力の確保の促進に関する法律第3条の規定に基づき、農林水産大臣及び厚生労働大臣が、

- ① 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
  - ② 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向
  - ③ 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項
  - ④ その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項
- について定めるものであり、平成8年7月に策定されて以降、変更は行われていない。

## 2 基本方針変更の概要

### (1) 変更の趣旨

基本方針は、情勢の推移により必要が生じたときは、変更するものとするとしており、

- ① 森林資源による低炭素社会の構築と林業の再生
- ② 人工林資源の成熟化に伴う林業労働の質的变化
- ③ 雇用の受け皿としての期待

など、昨今の森林・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、所要の変更を行うもの。

### (2) 変更に必要な手続き

11月	パブリックコメントの実施
}	林政審議会（基本方針の諮問・答申）
	基本方針の公表
3月末	都道府県基本計画の変更手続き

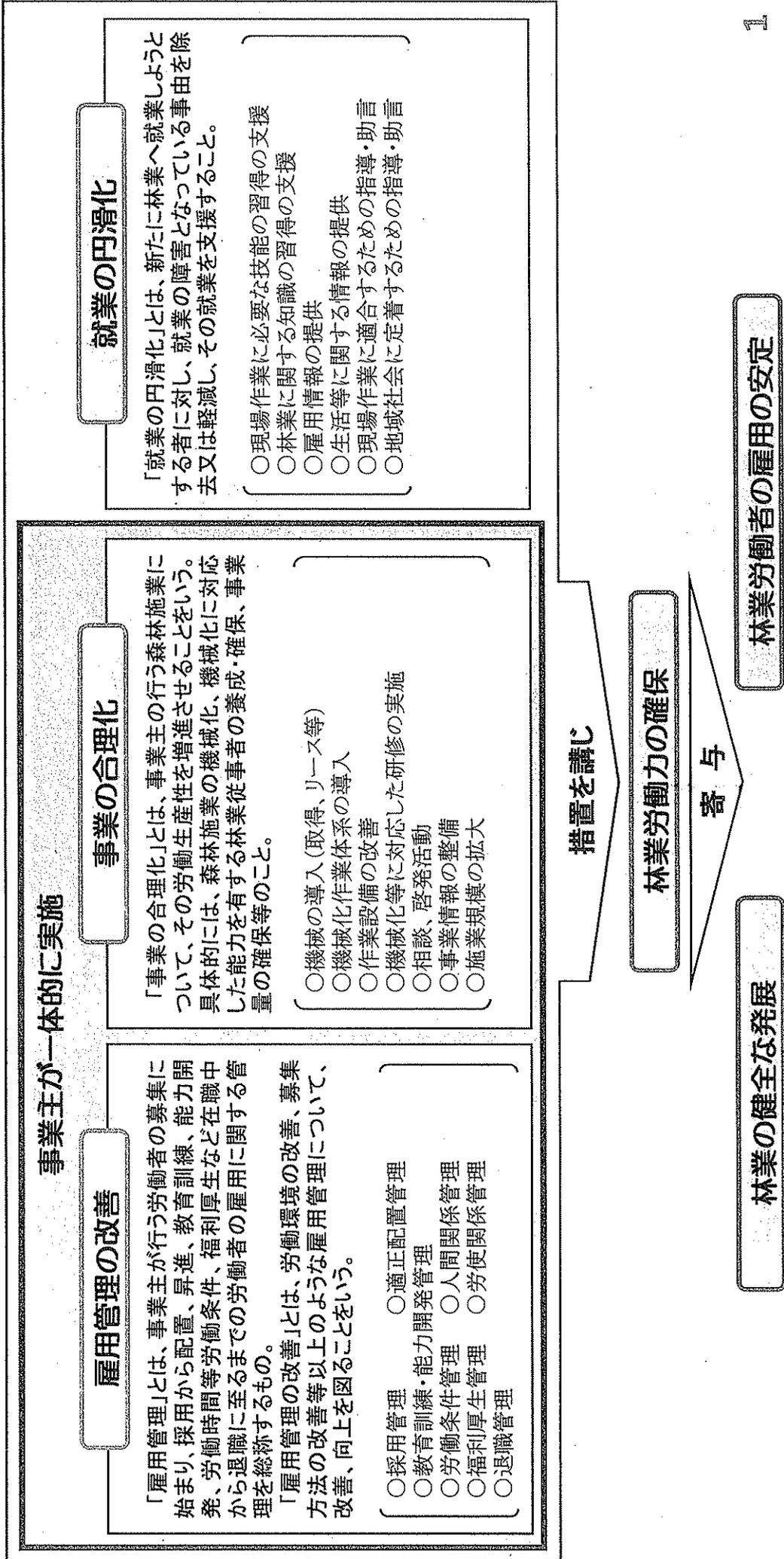
# 林業労働力の確保の促進に関する 法律の実施状況について

平成21年10月30日

林野庁

# 林業労働力の確保の促進に関する法律の概要

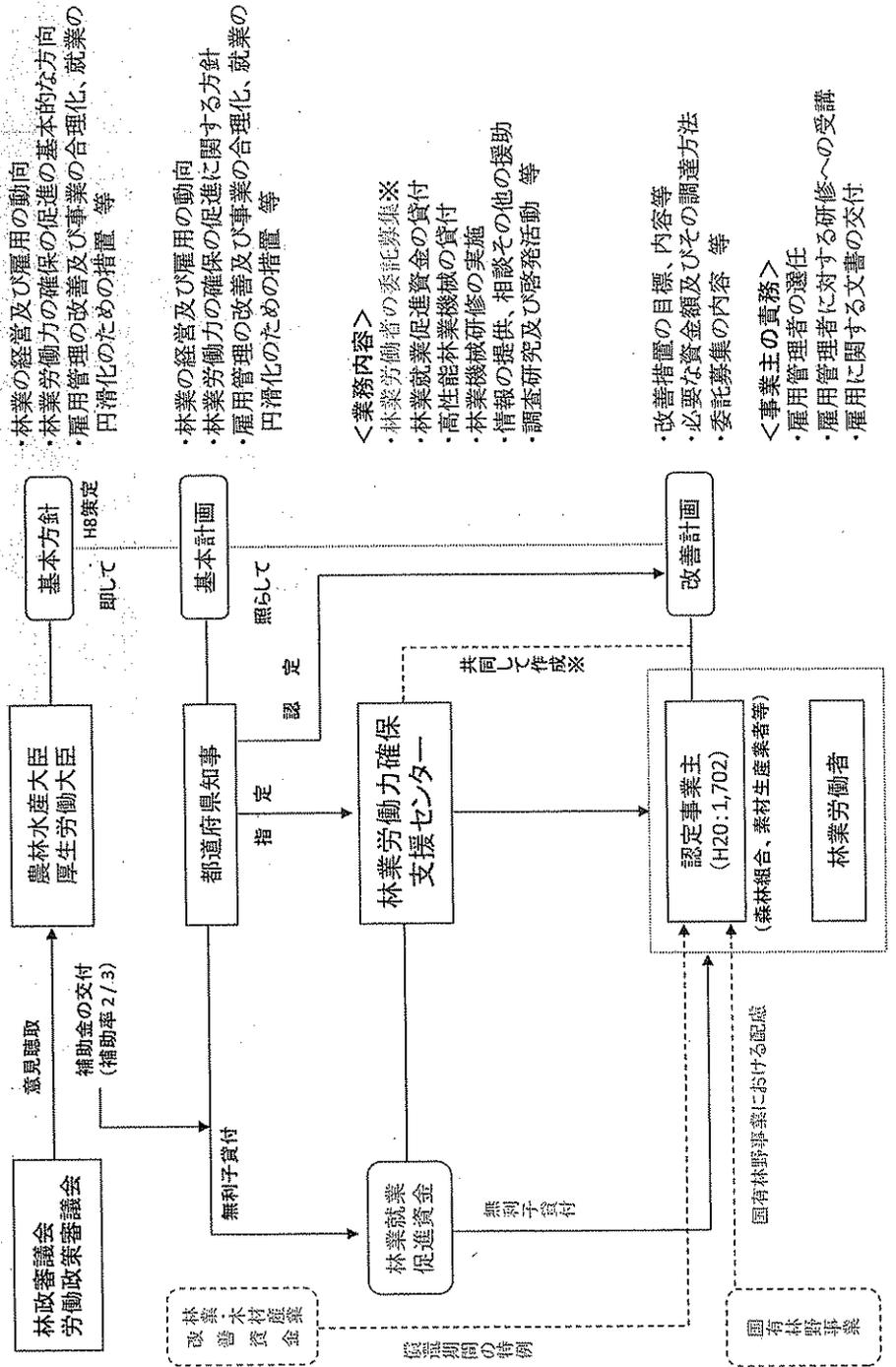
○ 林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もって林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とし、平成8年に「林業労働力の確保の促進に関する法律」（厚生労働省と共管）を制定。



# 林業労働力の確保の促進に関する法律の概要

- 林業労働力の確保・育成については、同法に基づき「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を策定するとともに、これまで各種の施策を実施してきたところである。
- 特に、林業労働力確保支援センターを中核とした、求人情報の提供や就業相談、林業就業促進資金の貸付け、林業機械の研修等、同法に定める業務の実施を支援してきたほか、「緑の雇用」による新規就業者の確保・育成も推進してきたところである。

図 「林業労働力の確保の促進に関する法律」のスキーム

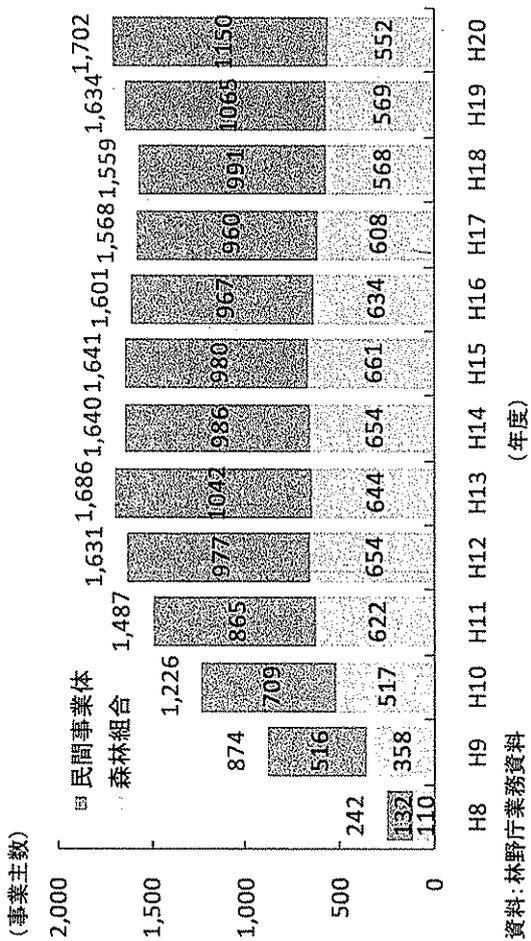


- **林業就業促進資金**  
新たに林業に就業しようとする者等に対して、林業労働力確保支援センターが、就業に必要な知識や技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を無利子で150万円を限度に貸し付ける制度（償還期間20年以内（うち据置期間4年以内））。
- **林業・木材産業改善資金の特例**  
認定事業主が、林業労働者を確保するため休憩室やシャワー施設などの保健施設を設置するために必要な資金を借り入れる場合の償還期間を通常の10年以内から15年以内とするもの。
- **林業労働者の委託募集の特例**  
複数の事業主と林業労働力確保支援センターが共同で改善計画を作成し、認定を受けることを条件に、支援センターは、認定事業主の委託を受けて、厚生労働大臣に届け出て、労働者の募集を行うことができるもの。

- **国有林野事業における配慮**  
国有林野事業の入札参加資格審査において、認定事業主に対し、契約の予定金額に応じ、当該認定事業主が有する等級区分の格付の直近上位及び直近下位の等級への入札参加を認めるもの。

# 林業労働力の確保の促進に関する法律の実施状況について

## ■認定事業主の推移



## ■支援センターによる高性能林業機械の貸付実績

年度	稼働日数/台				
	スキッド	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	クレーン等
H15	89	186	0	153	138
H16	117	155	195	117	141
H17	138	171	88	116	145
H18	30	208	237	213	178
H19	22	214	128	205	195
H20	0	226	148	195	182

資料: 林野庁業務資料

## ■認定事業主に雇用されている林業労働者数

雇用形態	雇用労働者数
常用	18,380人
6ヶ月以上	8,118人
6ヶ月未満	7,675人
計	34,173人

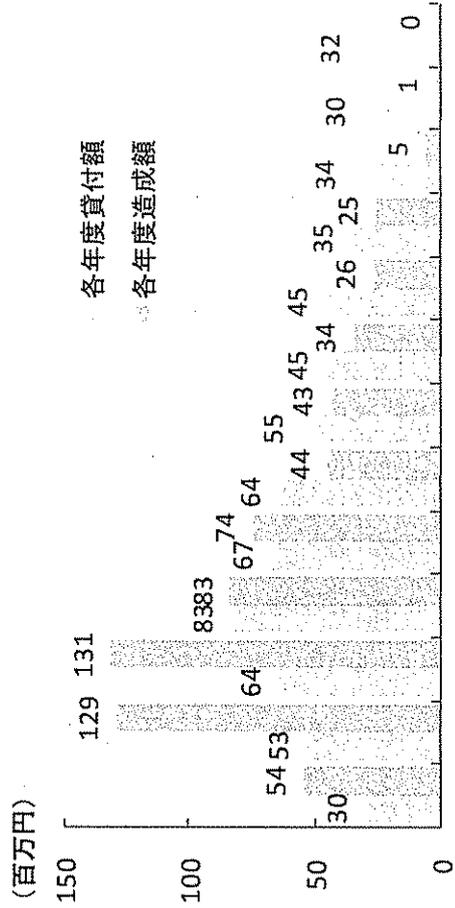
資料: 林野庁業務資料  
注: 平成20年度末現在で認定を受けている改善計画における実績を集計したものである。

## ■林業・木材産業改善資金の特例を受けた実績

都道府県	貸付金額
H10	13,500千円
H11	8,770千円
H13	11,000千円
H17	6,000千円
計	39,270千円

資料: 林野庁業務資料

## ■林業就業促進資金の貸付実績等



# 林業労働力の確保の促進に関する 基本方針の考え方（案）について

平成21年10月30日

林野庁

## 目 次

I	林業労働者を取り巻く状況について	
1.	森林・林業を取り巻く情勢の変化	
①	森林資源による低炭素社会の構築と林業の再生	3
②	人工林資源の成熟化	4
③	雇用の受け皿としてへの期待	5
2.	林業労働力の現状分析	
①	林業労働者の減少要因	6
②	就業環境の改善	7
③	新規林業就業者の増加	8
3.	労働市場と林業就業者	
①	林業における求職・求人動向	9
②	他産業から見た林業就業	10
II	今後の林業労働者の育成方向について	
1.	林業労働者の定着に向けて	
①	これまでの課題の整理	12
②	希望する業務内容について	13
③	他産業の事例	14

# I 林業労働者を取り巻く状況について

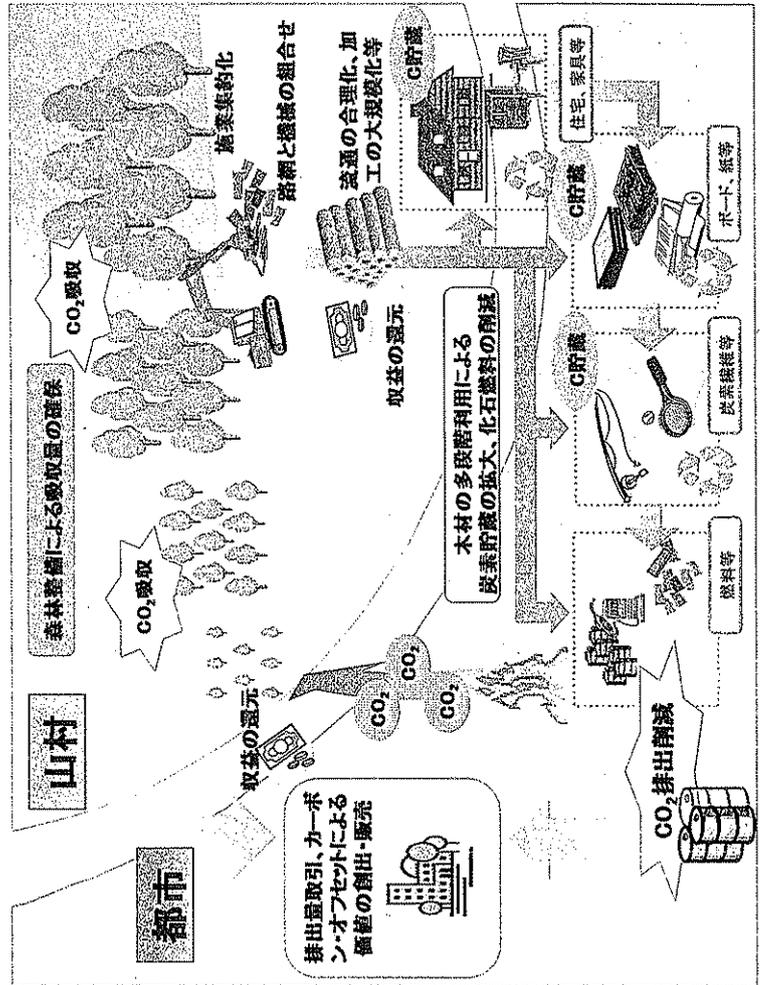
---

# ① 森林資源による低炭素社会の構築と林業の再生

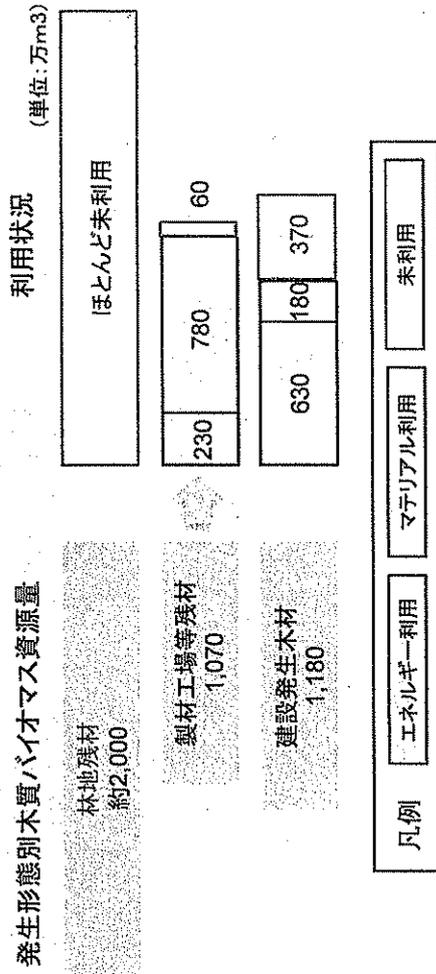
## 1. 森林・林業を取り巻く情勢の変化

- 森林は、二酸化炭素の吸収や再生産可能な炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じて、地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の実現に重要な役割を担っている。このため、森林資源の整備・利用については、間伐等による森林整備、地域材の住宅等への利用拡大、未利用バイオマス資源の資材・エネルギーへの利用拡大を促進する必要がある。
- こうした新たな取組を通じて山元への収益の還元や山村地域での雇用の創出が図られることにより、我が国経済の安定成長に必要な内需の拡大が期待できるが、これらを実現するためには人材への投資が不可欠である。

低炭素社会と森林（概念図）



木質バイオマスの発生量と利用の状況（推計）



木質バイオマスボイラーの導入による国内クレジットの認証

福岡県八女市の温泉施設Bでは、商社M社及び電力会社K社の資金協力を得て、温泉加温用のボイラーを、重油焚きボイラーから木質バイオマス利用ボイラーに転換。これにより、平成20年度から平成24年度までの5年間に、年平均約610トンの二酸化炭素の排出が削減され、国内クレジットが発行される見込み。

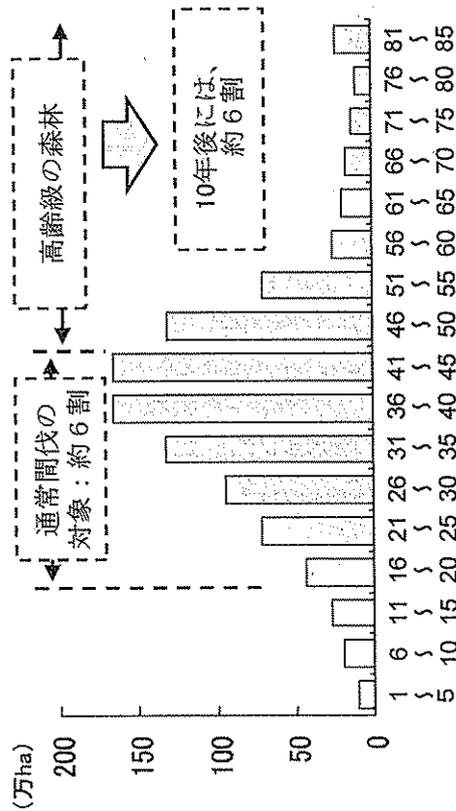


## ② 人工林資源の成熟化

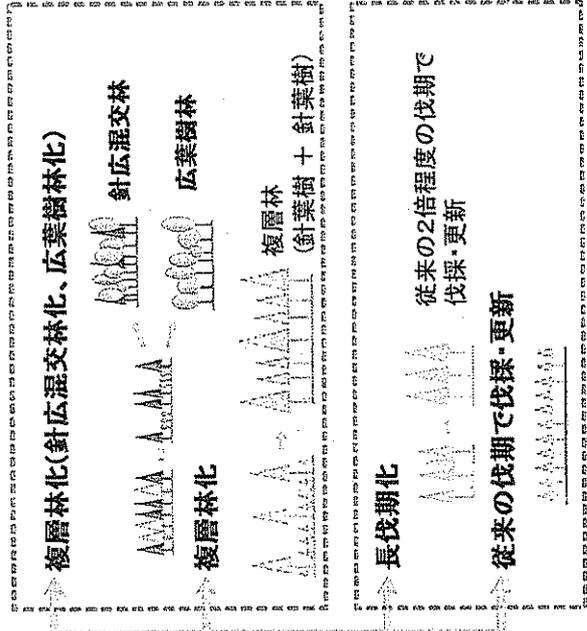
### 1. 森林・林業を取り巻く情勢の変化

- 我が国の人工林資源は、その多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にある一方で、高齢級の森林が急増しつつあり、このまま推移した場合、10年後には人工林の約6割を占めると見込まれている。
- これらの高齢級化しつつある人工林は、引き続き適切な施業を行うことにより資源として本格的な利用が可能となる時期を迎えるとともに、多様化する森林に対する国民のニーズを踏まえ、針広混交林化・広葉樹林化・長伐期化など、多様な森林整備を推進する上での分岐点にある。
- 人工林資源の成熟に伴い、植付け、下刈り等の労働集約的な造林・保育作業が減少する一方、利用間伐や主伐等が増加することが見込まれ、今後は、生産工程の管理を行いながらチームで効率的に作業を行う知識集約的な能力が必要となる。

人工林資源の成熟化



多様な森林づくりの方法



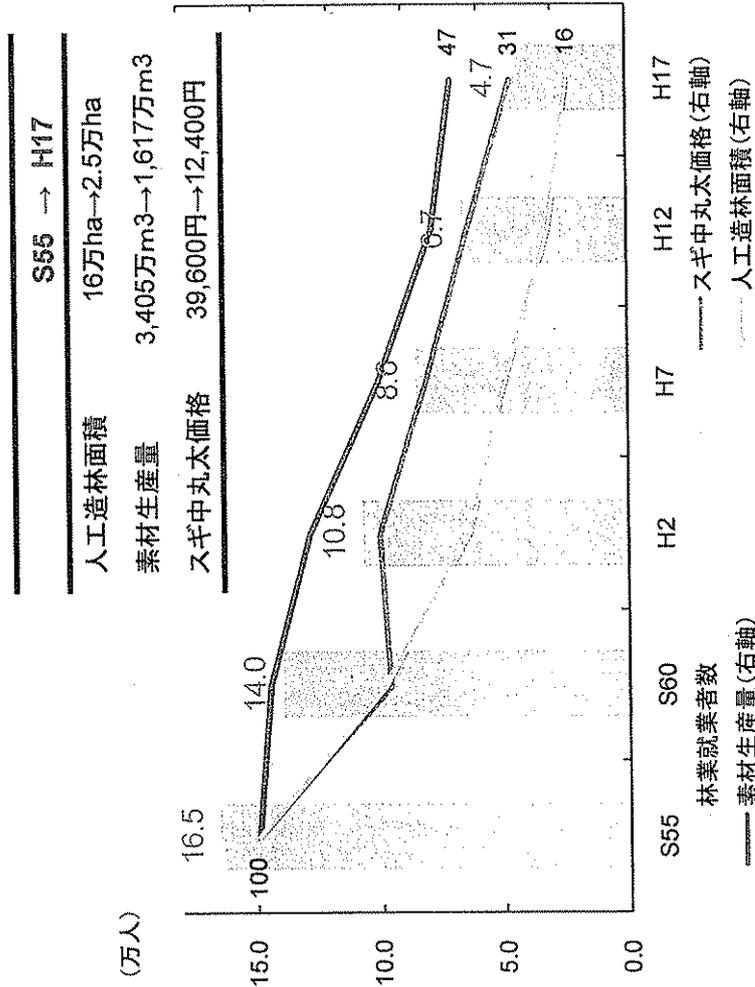
今が多様な森林づくりを進めていくための分岐点



# ① 林業就業者の減少要因

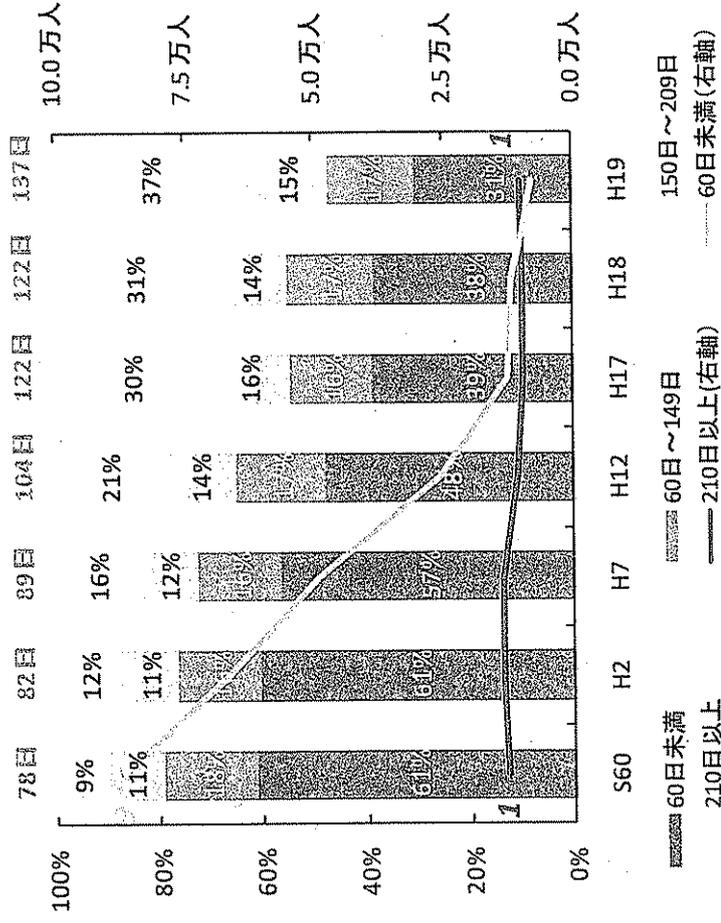
- 林業就業者の減少については、木材価格の低迷等により林業採算性が悪化するなかで、また、森林所有者の経営意欲の低下に伴う林業生産活動の停滞や森林資源が成熟するなかで、植林・下刈り・枝打ちといった労働集約的な森林施業の事業量が減少したことも影響してきた。
- とくに、植付け・下刈り等の造林作業は、これまで主に森林組合が担ってきたが、造林作業量の減少に伴い、造林作業があるときのみ季節的に雇用される労働者が主に減少してきた。

造林事業量等と林業就業者数の推移



資料: 林業就業者数: 総務省「国勢調査」、人工造林面積: 林野庁業務資料、素材価格: 農林水産省「木材統計」、素材生産量: 農林水産省「木材需給報告書」  
 注: 素材価格、素材生産量、人工造林面積は、昭和55年度を100とした時の指数である。

森林組合雇用労働者の年間就業日数の推移



資料: 林野庁「森林組合統計」  
 注: グラフ上段の線字は、就業日数階層ごとの人数により重み付けし、年間就業日数を試算したものである。

## ②

# 就業環境の改善

## 2. 林業労働力の現状分析

- この結果、通年で働く専門的な雇用労働者の占める割合が増加し、社会保険等が適用となっている者の割合も増加してきている。また、林業作業は雨天の場合には作業を中断する等、労働日数が天候に大きく影響を受けるため、依然として日給制が大勢を占めているもの、月給制の導入により他産業並みの雇用条件が整備されつつある。
- さらに、高性能林業機械の導入や作業道等の路網整備によって林業労働者の労働負荷が軽減されるなど、総体的にみると就業環境が改善されつつある。とくに、ハーベスタやプロセッサ、フォワーダの普及等により、造材・集材作業中における死亡災害は減少傾向にあり、安全な労働環境も整備されつつある。

### 社会保険等加入状況の変化

	労働者数	雇用保険	健康保険	厚生年金
S60	58,288人	26,456人 (45%)	8,201人 (14%)	3,029人 (5%)
H19	24,267人	13,229人 (55%)	12,304人 (51%)	11,999人 (49%)

資料：林野庁「森林組合統計」

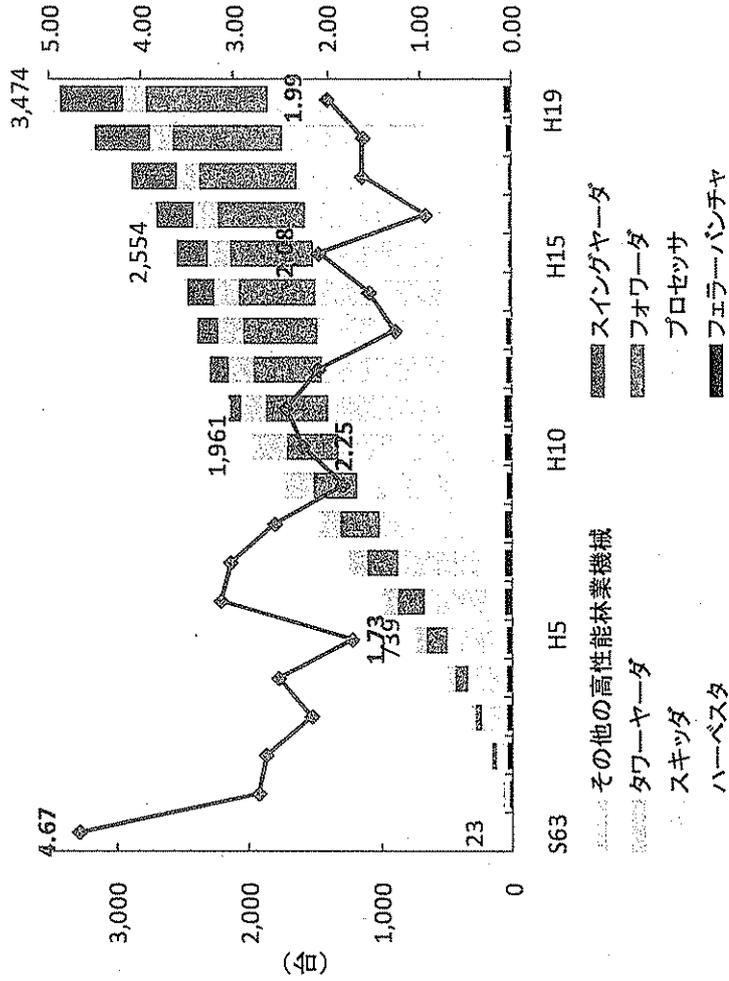
### 給与支払形態の変化

	月給制 (出来高併用を含む)	日給制又は出来高制 (併用を含む)
S60	2,049人 (4%)	55,779人 (96%)
H19	4,296人 (17%)	20,877人 (81%)
増減率	110%	▲63%

資料：林野庁「森林組合統計」

雇用者数が減少する中、健康保険、厚生年金加入者数及び月給制の人数は増加。

### 高性能林業機械の導入台数の推移

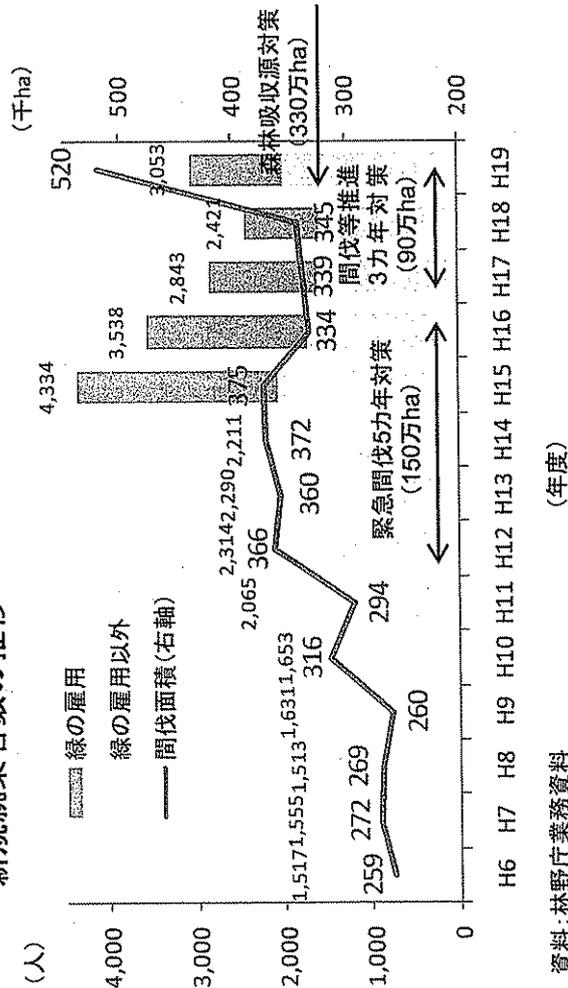


資料：林野庁業務資料

### ③ 新規林業就業者の増加

- 一方、間伐対策が重点的に実施されてきたこともあり、事業主は安定的な事業量の確保が見込めるようになったことから、高齢となった労働者の退職補充として積極的に新規採用をしている状況。とくに、平成15年度以降実施している「緑の雇用」では、40歳未満の新規就業者が5割から6割程度見られている。
- このため、全産業平均では35歳未満の占める割合が微減傾向にあるものの、林業については増加傾向にあり、就業者の年齢構成の平準化が確保されつつある状況。また、近年、林業就業者数は5万人前後で推移しており、これまでの減少傾向に歯止めがかかりつつある。

新規就業者数の推移



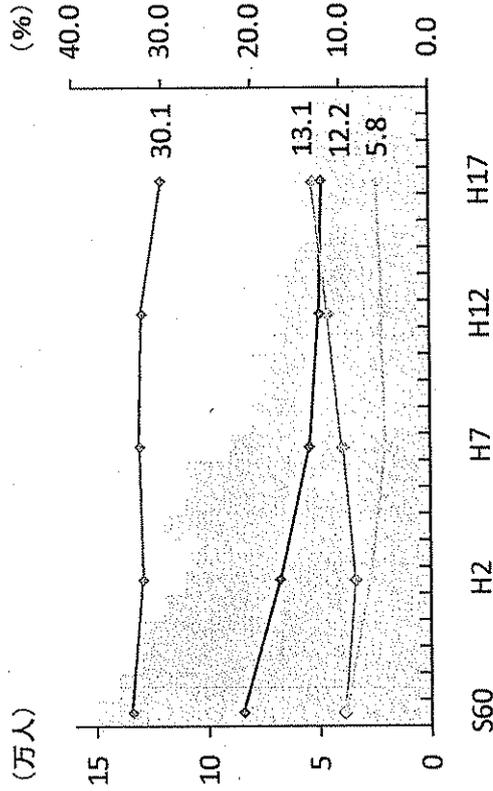
資料: 林野庁業務資料

「緑の研修生」と林業就業者の平均年齢

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
緑の研修生	-	-	-	43.4	40.2	40.1	34.5	35.9
林業就業者	54.4	-	-	-	-	54.4	-	-

資料: (上段) 林野庁業務資料、(下段) 総務省「国勢調査」

農林水産業における若年者率の推移



○ 林業就業者数(左軸) ○ 全産業 ○ 林業 ○ 漁業 ○ 農業

資料: 総務省「国勢調査」、「労働力調査年報」

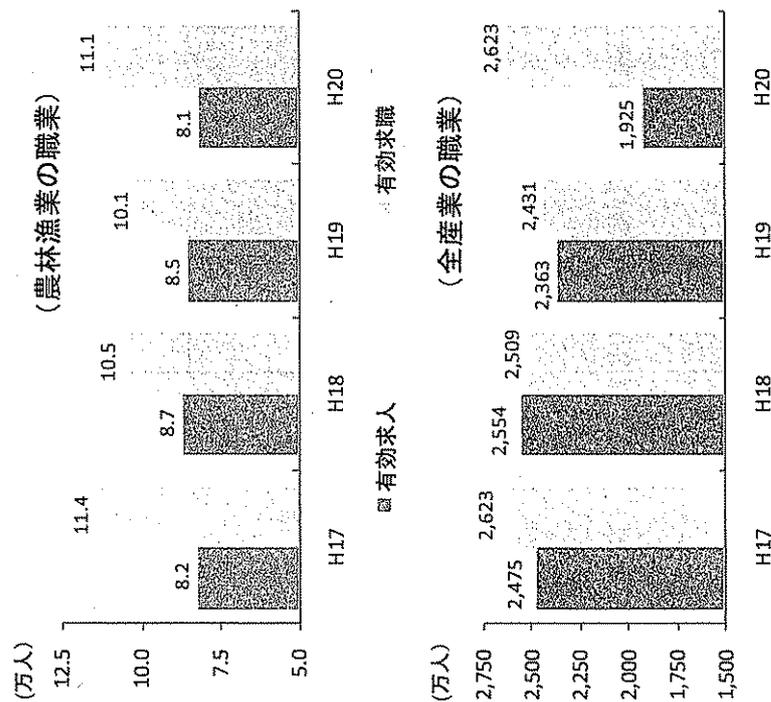
注: 若年者率とは、就業者総数に占める35歳未満の割合である。

# ① 林業における求職・求人動向

## 3. 労働市場と林業就業者

- 近年、林業における有効求人数は、間伐事業量の増加等を背景として高い水準にある。
- 新規就業者の就業理由には、①自然に困まれて働きたい、②自然相手の仕事で自分で創意工夫ができる等、林業への就業動機が明確な者がある一方で、①地元で就職すれば親の面倒を見られる、②他に適当な仕事が無かったから等、とりあえずの就業先として林業を選択した者も相当程度いる。

有効求人、有効求職の推移



■ 有効求人

■ 有効求職

資料：厚生労働省「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」

新規就業者の就業理由

就業理由	人数	構成比
地元で就職すれば家を継ぎ親の面倒を見られる(家庭の事情から)	878	38%
自然に困まれて働きたい(生活環境)	543	23%
自然相手の仕事で自分で創意工夫ができる林業に魅力を感じた	519	22%
他に適当な仕事が無かったから	435	19%
自然環境保護に関心がある	209	9%
希望のライフスタイルや趣味活動をする時間的余裕がある	177	8%
学校教育や社会教育で林業に関心を持った	88	4%
結婚したから	52	2%
ボランティア活動で林業に関心を持った	23	1%
その他	387	17%
該当なし・未記入	36	2%

資料：林野庁業務資料

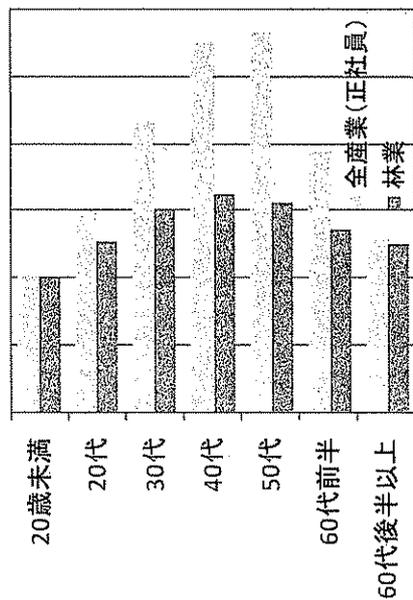
注1：平成19年度に行ったアンケート調査で、回答者数は2,313人である。

注2：3つまでの複数回答で、構成比は回答者数に対する割合である。

## ② 他産業から見た林業就業

- 一方で、林業就業者の現在の給与形態は「定額日給制」が最も多く、また、就業当初こそ全産業との所得格差は認められないが、子供の教育資金が必要な40代、50代では、200万円以上の差も見られ、安定的な所得の確保が課題となっている。
- 林業作業の機械化に伴い労働災害の発生頻度は減少傾向にあるものの、依然として他産業に比べ高い状況にある。
- また、新規就業者が就業後に抱える不安としては、①所得確保可能な就業条件、②健康面・体力面、③事業体の経営安定・雇用安定、④作業環境や仕事のきつさなど、今後の生活や作業環境に関するものが高くなっており、このまま何も対策を講じなければ、景気回復時には、より良い条件を求め、他産業へと転出する可能性が高い。

林業と全産業の就業者所得の比較



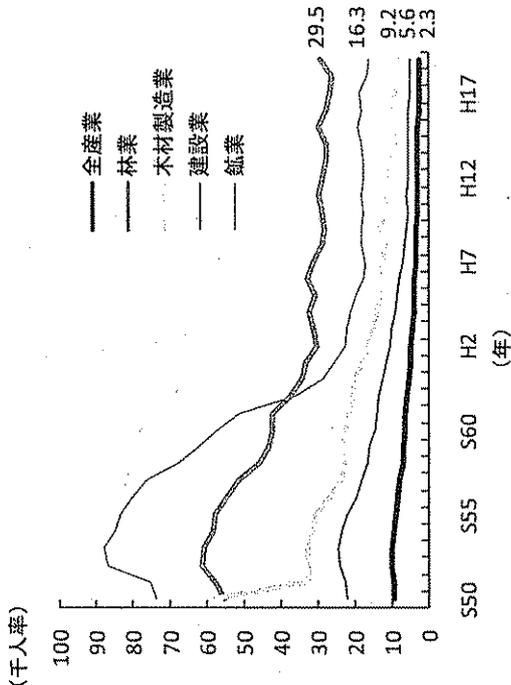
年間平均所得

(万円)

林業 295万円、全産業 452万円

資料:総務省「就業構造基本調査(平成19年)」、林野庁業務資料  
 注1:全産業(正社員)は、就業構造基本調査における年齢、所得別の有業者数により重み付けし林野庁において試算。  
 注2:林業は、平成19年度アンケート調査結果における年齢、所得別回答者数により重み付けし試算。(回答者数は1,529人)

林業と全産業の労働災害発生率の比較



資料:林業防「林業労働災害防止年報」

注:千人率は、1,000人当たり1年間に発生する労働災害による死傷者数(休業4日以上)を表したものである。

$$\text{千人率} = \frac{\text{1年間の死傷者数(休業4日以上)}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

新規就業者が就業後に抱える不安

不安要因	構成比
所得確保可能な就業条件	32%
健康面・体力面	32%
事業体の経営安定・雇用安定	31%
作業環境や仕事のきつさ	20%
技術の習得・向上	18%
同僚や事務所との人間関係	9%
他産業より有利な就業条件	7%
生活環境(住宅、教育、医療等)	4%
その他、該当なし・未記入	25%

資料:林野庁業務資料

注1:平成19年度に行ったアンケート調査で、回答者数は2,313人である。

注2:3つまでの複数回答で、構成比は回答者数に対する割合である。